

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(非特定)

所在地 東京都港区虎ノ門2-10-1 虎ノ門ツインビルディング
電話番号 03-6758-8000 郵便番号 105-0001
ホームページ <http://www.jogmec.go.jp/>

根拠法 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)

主務府省 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、大臣官房政策評価広報課(評価委員会庶務)

設立年月日 平成16年2月29日

沿革 昭42.10 石油公団 廃止
昭38.5 金属鉱業事業団 → (*1)

(*1) → 平16.2 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

目的 石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

業務の範囲 1. 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化、海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金を供給するための出資を行うこと。2. 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行うこと。3. 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業、本邦における地熱の採取並びに海外における金属鉱物の採掘

及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。4. 海外における石油等及び金属鉱物の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得を行うこと。5. 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証、石炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する指導及び当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証を行うこと。6. 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。7. 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査、本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査及び海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。8. 海外における石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。9. 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付けを行うこと。10. 国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「備蓄法」という。）第2条第10項に規定する国家備蓄石油及び備蓄法第29条に規定する国家備蓄施設の管理を行うこと。11. 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。12. 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。13. 金属鉱産物の備蓄を行うこと。14. 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。15. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第3項の規定による鉱害防止積立金の管理を行うこと。16. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第1項の規定により抛出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第13条第3項の規定による必要な費用の支払を行うこと。17. 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導を行うこと。18. 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であって経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。19. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 前項の業務のほか、次の業務を行う。①備蓄法第 34 条の規定による援助を行うこと。②金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 30 条第 1 項の規定による鉱害防止業務を行うこと。

○ 前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のために第 1 項第 9 号の船舶の貸付けを行うことができる。

○ 当分の間、前三項の業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

①国の委託を受けて、国家備蓄施設の設置を行うこと。②前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 550,063百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区別	中期計画予算 (平成25~29年度)	平成25年度予算
収入	運営費交付金	92,390	18,380
	国庫補助金等	70,153	15,366
	政府出資金	736,900	159,000
	借入金	5,630,184	1,148,425
	投融资回収金	4,594,323	723,299
	業務収入	84,247	15,985
	受託収入	386,997	77,399
	その他収入	14,058	2,639
	計	11,609,252	2,160,493
	支出	業務経費	175,175
運営費交付金事業費		88,646	17,687
国庫補助金事業費		68,650	15,106
希少金属備蓄事業		5,832	1,832
石炭鉱害賠償等事業費		12,047	2,469
投融资支出		5,674,583	1,203,061
信用基金繰入		15,600	15,600
受託経費		386,997	77,399
借入金等償還		5,264,616	811,535
支払利息		32,484	5,928
一般管理費		9,266	1,758
その他支出		585	152
計		11,559,304	2,152,526

<短期借入金の限度額> 3,161,700百万円

組織の概要

＜役員＞ （理事長・定数1人・任期4年）河野 博文 （副理事長・定数1人・任期4年）黒木 啓介 （理事・定数6人以内・任期2年）根井 寿規、明吉 研二、辻 喜弘、上田 英之、日向 直之、長友 哲次 （監事・定数2人・任期2年）名村 優、窪田 寛

＜職員数＞ 856人（常勤職員513人、非常勤職員343人）

＜組織図＞



中期目標

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

(1) 資源確保への対応

① 権益確保に対する支援

ア 地質構造調査

- ・石油・天然ガスの賦存に関する地質情報が不足し、我が国企業が探鉱を行う上で事業リスクが高いフロンティア地域において、主導的な探鉱調査を実施し、我が国企業による有望な石油・天然ガス権益の取得を支援する。
- ・海外における地質構造調査の実施により中期目標期間内で6件以上の優先交渉権等を獲得する。

イ リスクマネー供給

- ・資源の安定的かつ低廉な供給を確保するため、他の政府機関との連携を行いつつ、フロンティア地域(北米、南米、東アフリカ、西アフリカ、極東・東シベリア、北極圏)等における日本企業による有望な油ガス田の探鉱・開発事業への出資や債務保証等によるリスクマネーの供給を効果的に実施し、我が国の石油・天然ガスの供給源を多角化する。特に、天然ガスについては、シェールガス革命後の需給構造の変化を踏まえ、LNGの安定的な確保と輸入価格の引き下げを両立するため、新たな供給源からのLNG輸入に資する天然ガス開発事業の支援や、日本企業が主導するLNGプロジェクトの積み上げに取り組む。
- ・中期目標期間終了時点で、我が国企業の探鉱開発事業の1/2以上に支援を行う。
- ・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終結等に係る機動的かつ適切な決定を行う。
- ・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を4週間以内とする。

② 海洋資源の開発

ア 探査活動

- ・三次元物理探査船「資源」を活用し、政府の計画に基づいて、我が国周辺海域での調査を着実にを行い、石油・天然ガスに係る詳細な地質情報の取得に努める。

イ メタンハイドレート

- ・メタンハイドレート開発について、政府の計画に基づいて、我が国周辺における賦存海域・賦存量を把握するとともに、生産技術の研究実証等、商業的産出のための技術の整備を着実に推進する。

(2)資源国等との関係強化

①首脳・閣僚資源外交の支援強化・機構トップによる資源外交強化

- ・政府による首脳・閣僚レベルでの資源外交に対する支援を強化する。また、主要国営石油会社等との定期的トップ会談を実施し、権益獲得や権益延長に繋げることを目指した協力枠組みを構築する。その枠組みの中で具体的協力事業の実施に努める。
- ・協力枠組みと具体的協力事業の目標数については、中期目標期間中20件とする。
- ・産業協力推進を通じて「供給の質」向上及び長期的利権獲得を狙う。特に相手国国営石油会社が産業多角化において主体的役割を果たしている場合や、我が国エネルギー供給上戦略的に重要な国などを対象とする。

②我が国技術力を活用した資源国等との関係強化

- ・我が国企業、大学、公的研究機関等が有する強みの技術を業種間の垣根を越えて最大限に活用し、資源国が抱える多様化した資源開発関連の技術課題を解決する新スキームを構築し、資源国との関係をより一層強化することにより、我が国企業の権益獲得等を支援する。

(3)技術開発・人材育成

①技術開発

- ・技術開発プロジェクトについて、技術課題・分野等を選別した上で、①権益の獲得や資源量の拡大に繋がる技術的優位性があるか、②民間企業との適切な役割分担が図られているか、という観点から優先度や必要性を精査し、実施する。
- ・技術開発の進捗等を定期的に評価することにより、技術開発プロジェクトの選択と集中を図っていくとともに、技術開発の成果についての的確に把握することにより技術開発の効率性を高めていく。
- ・技術開発により蓄積される知見や手法等については、出資や債務保証等のリスクマネー供給の審査能力の向上にも活用する。

②人材育成

- ・我が国企業が国内外での資源開発プロジェクトを実施していく際に必要となる人材を安定的に確保できる環境を整備するため、陸域・海域における資源の探鉱・開発・生産の各

分野で求められる知識・スキル等を整理するとともに、地質や資源工学等の資源開発分野における産学連携による人材育成等を行う。

(4) 情報収集・提供

- ・公的知識・情報センターとして、①政府の資源外交戦略の検討・立案、②上流各社等の探鉱・開発戦略の検討・立案に対してニーズにあった情報を提供する機能を強化する。
- ・①資源外交や我が国企業支援を通じた「生きた情報」の集積・迅速な情報提供、②海外事務所等を活用した資源国政府や現地開発企業等との情報網の構築・強化、③内外専門家のネットワーク化、リテイン情報の組織的・定例的な提供を行う。
- ・情報の質、適時性等については、情報提供ホームページへのアクセス者や報告会参加者に対するアンケート調査を行い、肯定的評価を75%以上得る。

2. 石炭資源開発支援

(1) 資源確保への対応

① 地質構造調査等

- ・我が国企業による海外における石炭資源権益の確保を支援するため、地質構造調査については、我が国企業が単独では入り込みにくい地域等で主導的な探査等を実施するとともに、民間企業による調査に対する助成金交付等を効果的に行う。
- ・海外における地質構造調査及び民間企業の助成事業については、中期目標期間内で2件以上の開発への移行を目指す。

② リスクマネー供給

- ・我が国企業による海外における石炭資源権益の確保を支援するため、他の政府機関との連携を行いつつ、供給源の多角化を視野に入れつつ探鉱・開発事業に対し、出資や債務保証による適切かつ効果的な金融支援を実施する。
- ・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終結等に係る機動的かつ適切な決定を行う。
- ・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を4週間以内とする。

(2) 資源国等との関係強化

① 首脳・閣僚資源外交の支援強化・機構トップによる資源外交強化

- ・政府による首脳・閣僚レベルでの資源外交に対する支援を強化する。また、産炭国の主要関係機関等とトップ会談等を実施し、協力枠組みを構築する。その枠組みの中で具体的協力事業の実施に努める。

・協力枠組みと具体的協力事業の目標数については、中期目標期間中5件以上とする。

②我が国技術力を活用した資源国等との関係強化

・産炭国との重層的関係強化のため、民間との適切な役割分担を図りつつ、我が国で構築された優れた石炭開発等技術の産炭国での実証や石炭採掘・保安技術の技術移転協力等について、産炭国からの要望の強いものに集中して実施し、資源国との関係を強化することにより我が国企業の権益獲得を支援する。

③フロンティア国・地域との資源外交の展開

・新興国の旺盛な資源需要は今後も引き続き伸びていくことが予想されることから、これまで日本企業が参入してこなかった若しくは参入が遅れている国・地域における資源開発が必要となることが予想される。このため、将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある地域との協力を進める。

(3)情報収集・提供

・公的知識・情報センターとして、①政府の資源外交戦略の検討・立案、②我が国企業の探鉱・開発・関連技術戦略の検討・立案に対してニーズにあった情報を提供する機能の整備・強化及び人材育成機能等の強化を図る。

・海外事務所等による、我が国企業、現地開発企業及び外国政府等との情報ネットワークを構築する等炭鉱開発に関する情報収集及び発信機能の強化を図る。

3. 地熱資源開発支援

(1)資源確保への対応

①初期調査リスク低減等に向けた支援強化

・我が国企業の地熱資源開発における初期調査リスクを低減させるため、調査の実施や支援等により、地熱開発を促進する。

・初期調査リスク低減等のための補助制度については、中期目標期間内で15件以上実施する。また、当該補助制度を活用した事業について、4件以上が次の探査段階に進むことを目指す。

②リスクマネー供給

・我が国企業における地熱資源開発を支援するため、探査・開発事業に対し、出資や債務保証による適切かつ効果的な金融支援を実施する。

・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終了等に係る機動的かつ適切な決定を行う。

・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を4週間以内とする。

(2)技術開発

・地熱資源開発における、高い資源開発リスク・高額な開発資金・長い開発期間等の課題を克服するため、地熱貯留層の広がりや規模を調査・把握し、貯留層を評価・活用する技術等について、新たに技術開発を行う。

(3)情報収集・提供

・国内外における地熱資源開発に関する情報の収集及びアイスランド等の地熱先進国と情報交換を行うとともに、情報発信を行うことにより、地熱資源開発への理解増進を図る。

4. 金属資源開発支援

(1)資源確保への対応

①権益確保に対する支援

国の資源・エネルギー政策と我が国企業のニーズを踏まえて、ベースメタル、レアメタル及びウラン等における権益の拡大に貢献していく。

ア 地質構造調査等

・我が国企業がより有利な資源権益を取得できるようにするため、我が国企業の探査ニーズを確認しつつ、有望なプロジェクトを有する外国企業とのJV調査を実施し、我が国企業への権益引継を実施する。また、我が国企業が権益を取得したベースメタル、レアメタル及びウラン等の鉱区における探査を支援する。また、必要に応じて、機構による海外における鉱物の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得業務を効果的に活用する。

・機構が実施又は支援する探査については、金属鉱産物の価格の急落や資源国の治安悪化等の外部要因により、我が国企業への引継ぎ又は精密探査・開発評価等(以下、「引継ぎ等」という。)が困難となる場合に留意しつつ、第二期中期目標期間において達成した実績を上回る件数の引継ぎ等を達成する。

イ リスクマネー供給

・我が国企業の資源権益の確保の円滑化の観点から、他の政府機関との連携を行いつつ、供給源の多角化を視野に入れつつ、探鉱・開発事業に対し、出融資や債務保証による適切かつ効果的な金融支援を実施する。

・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終結等に係る機動的かつ適切な決定を行う。

・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を4週間以内とする。

②海洋資源の開発

・政府の計画に基づき、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等について、海洋資源調査船「白嶺」等を活用して我が国周辺海域における賦存量の把握、環境に配慮した生産システムの確立を着実に推進する。また、太平洋公海上に我が国が国際鉱区を有するマンガン団塊や近年、将来の資源としてのポテンシャルが注目されている海のレアアースについても着実に取り組む。

(2)資源国等との関係強化

①首脳・閣僚資源外交の支援強化・機構トップによる資源外交強化

・政府による首脳・閣僚レベルでの資源外交に対する支援を強化する。また、国営鉱山公社や主要企業との定期的トップ会談を実施し、資源国等との関係及び資源確保に繋げることを目指した協力枠組みを構築する。その枠組みの中で具体的協力事業の実施に努める。

・協力枠組みと具体的協力事業の目標数については、中期目標期間中20件とする。

・資源外交の強化にあたっては、鉱山会社、商社、ユーザー企業(製造業)の力を糾合できるように、資源プロジェクトへの参画を促す。

②我が国技術力を活用した資源国等との関係強化

・我が国は、技術的優位性を持つ鉱物資源のリモートセンシング・選鉱・製錬技術、製品への応用技術及び鉱害防止技術や法的枠組みを有していることから、これらの技術力を活かした資源国との関係を強化する体制を整備することにより我が国企業の権益獲得を支援する。

③フロンティア国・地域との資源外交の展開

・新興国の旺盛な資源需要は今後も引き続き伸びていくことが予想されることから、これまで日本企業が参入してこなかった若しくは参入が遅れている国・地域における資源開発が必要となることが予想される。このため、将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある地域との協力を進める。

(3)技術開発

・技術開発については、下記に掲げるとおり、我が国の資源権益の確保に必要となるものや、自給率向上に貢献するリサイクル分野を中心に実施する。なお、中期目標期間中に6件の特許申請を目指す。また、金属資源技術研究所は、資源権益の確保に必要となる課題に柔

軟に対応して研究活動を行い、技術開発を資源外交に活かす。

①探査・鉱山操業(採鉱・選鉱・鉱害防止)に必要となる技術

・我が国の資源開発の自由度を高める観点から、我が国企業のアペレーターシップの取得を推進するため、資源権益の確保に必要となる探査技術(リモートセンシング技術や物理探査技術)や我が国が技術的優位性を確立すべき鉱山操業(採鉱・選鉱・鉱害防止)に係る技術について、技術開発及び支援を実施する。

②製錬に必要となる技術

・我が国企業が海外鉱物資源開発に当たって必要とする分離・精製技術の開発や、我が国企業が他の我が国企業への資源の安定供給のために必要となる効率化に資する技術の開発及び支援を実施する。

③リサイクルに必要となる技術

・資源の安定供給のためには、資源権益の確保だけでなく、リサイクルを進めることも重要である。このためリサイクルに必要となる、選別等を実施する前処理技術や製錬技術の開発及び支援を実施する。

(4)情報収集・提供

・我が国産業にとって重要な資源の確保を効果的に進める観点から、必要なデータの収集や分析を行い、政府や企業に提供する。特に、資源の供給リスクを個別元素毎にサプライチェーン全体に認知できるように、川下の需要の変化に機動的に対処するための情報提供及び人材育成のための機能強化を図る。また、そのような機能強化のための機構職員の専門性の強化に努める。

・情報の質、適時性等については、報告会参加者等に対するアンケート調査を行い、肯定的評価で平均75%以上を得る。

・海外事務所等による、我が国企業、現地開発企業及び外国政府・国営企業等との情報ネットワークを強化する。

5. 資源備蓄

(1)石油・石油ガスの備蓄

①リスク対応能力の抜本的な強化

・地震・津波等の防災対策を強化し、国家備蓄基地の強靱化を図る。

・緊急時における放出を、より一層円滑に実施するため、国家備蓄基地における放出能力向上を図るとともに、平時における放出シミュレーションや訓練を行う。

・我が国における災害の発生による国内の特定の地域への石油供給不足に対し、複数の石油精製企業による災害時石油供給連携計画や石油ガス輸入企業による災害時石油ガ

ス供給連携計画の実行に際して、企業からの要請に応じて人的・技術的援助を行う。

- ・共同備蓄会社への資金の融資業務等を活用しながら、国家備蓄石油の機動的な運用を図る。

- ・民間備蓄義務者に対する石油購入資金の融資業務について、着実に実施する。

②国家備蓄体制に係る安全管理と効率的な運営の両立及び石油ガスの国家備蓄体制の確立

- ・国家備蓄基地管理業務については、安全な操業を確保しつつ、各基地の修繕保全費の精査等により引き続き効率的な運営に取り組む。特に、国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札については、入札参加資格要件の緩和等の効果の分析・検証を適切に実施し、平成29年度に行われる次回の入札に向けて必要な措置の検討を行う。

- ・石油ガスの地下備蓄基地への段階的なガスインを行い、150万トンの石油ガス国家備蓄体制を確立する。

③国際協力等の推進による我が国のエネルギー安全保障の向上

- ・石油・石油ガス備蓄に関する国際協力及び国際エネルギー機関(IEA)や諸外国の備蓄実施機関等を含む国内外関係機関との連携強化等を通じて、アジアの備蓄体制を含むセキュリティ強化を図る他、関連情報の収集と提供等により我が国のエネルギー安全保障向上に貢献する。

- ・産油国との共同備蓄事業を円滑に運営、遂行することにより我が国のエネルギー安全保障に寄与する。

(2) 金属鉍産物の備蓄

- ・国の実施する備蓄対象鉍種、備蓄量、緊急時の判断基準・放出手順等に係る見直しの検討結果を踏まえ、国家備蓄の機動的放出を可能とする体制整備、短期的な供給障害に対応するための備蓄制度の適切な運営を図る。国から緊急時の備蓄金属鉍産物の放出要請、あるいは需給逼迫時の売却同意を受理した日から放出・売却に係る入札までの期間を12日以内とする。

6. 鉍害防止支援

(1) 鉍害防止事業実施者等への技術的支援

- ・金属鉍業等鉍害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)の規定により、経済産業大臣が定める「特定施設に係る鉍害防止事業の実施に関する基本方針」(以下「第5次基本方針」という。)に基づき、鉍害防止事業実施者が行う鉍害防止事業の着実かつ計画的な実施を図るため、最新の鉍害防止技術を絶えず蓄積しつつ、鉍害防止事業実施者等のニーズに適切に対応した技術支援を効率的、効果的に行う。また、坑廃水処理コストの大幅な削減等を目

指した新たな鉱害防止技術の開発を実施する。

(2) 鉱害防止事業実施者等への融資

- ・第5次基本方針等に基づく鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施を図るため、迅速かつ厳格な審査に基づき、鉱害防止事業実施者等のニーズに適切に対応した融資を行う。
- ・融資に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を4週間以内とする。

(3) 資源保有国への技術・情報協力

- ・金属資源保有国において環境に調和した鉱山開発が促進されるよう、金属資源開発支援での資源国等との関係強化の観点にも配慮しつつ、当該国政府等に対して鉱害防止に関する技術情報等を中期目標期間内に5件以上提供する。

7. 石炭経過業務

(1) 貸付金償還業務

- ・回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。

(2) 旧鉱区管理等業務

- ・「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第76号)に基づき、平成25年4月承継の旧鉱区等に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図る。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費・業務運営の効率化

(1) 経費の効率化

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(特殊要因を除く。)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.13%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から効率化を図ることとする。また、毎年の運営費交付金の算定については、事業の進捗状況に留意しつつ、厳格に行う。
- ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な取組を実施していく。

(2) 業務に係る適正化・効率化

・業務分野の拡大、支援案件数の増加等による業務量拡大が見込まれる状況下において、効率的な業務遂行に務め、パフォーマンスを考慮した上での管理費全体の適切な管理を行う。

・機構の「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)を着実に実施し、原則として一般競争入札または公募により実施することを前提とし、機構業務の透明性・公平性の確保に努めるとともに、競争原理の更なる導入によるコスト削減に努める。

また、随意契約を行う場合は、その必要性、契約の理由及び契約額の妥当性や、一般競争入札等を通じた契約によるコスト削減効果等を個別に十分精査し、真に随意契約とせざるを得ない案件に限定することにより、更なる適正化・効率化を図る。

・保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施する。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

(3)業務の電子化の推進

・情報技術高度化の動向を把握し、情報技術を活用した事務処理の効率化・迅速化を推進するとともに、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等を防ぐため、十分な対策を講じる。政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行うこととする。

2. 適正な業務運営及び業務の透明性の確保

(1)内部統制の充実等

・業務分野の拡大、支援案件数の増加等による業務量拡大が見込まれる状況下において、内部統制の更なる充実を図り、中期目標を達成するためのマネジメント及び職員の職務に対するインセンティブ向上を目指す。また、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、監事による機構全部・室に対する監査の徹底等に取り組み、組織のチェック体制を適正に機能させることで、更なるガバナンスの強化に努める。

・石油・天然ガス資源開発、石炭資源開発、地熱資源開発、金属鉱物資源開発の出融資・債務保証業務といった金融的手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、金融資産課の機能を強化し、機構全体のポートフォリオのリスク管理の体制を整備する等、引き続き取組の充実を図る。

(2)支援プロジェクトのマネジメントの確保

・企業からのリスクマネー供給申請を迅速にかつ厳正に審査し、タイムリーなリスクマネー供給に努めるとともに、的確なリスク分析に基づき指標を設定した上で、プロジェクトの進捗状況を段階ごとに詳細に把握するとともに、定期的に評価を実施し、事業継続または事業終結

等に係る機動的かつ適切な意思決定を行うというマネジメントを確保するものとする。

(3) 外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施

- ・機構の事業分野毎に有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、機構業務につき専門的な観点から意見を求め、事業運営に反映させる。
- ・機構に契約監視委員会を存置し、随意契約等の見直し状況について評価を実施するとともに、必要に応じ改善に向けた取組内容等の点検を行う。

(4) 積極的な情報公開・広報活動・情報提供の実施

- ・業務内容、財務、評価・監査、組織・業務運営の状況、入札・契約関連情報を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するとともに、業務実績報告書等において個々のプロジェクトに係る情報を分かりやすく開示する。
- ・随意契約等見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、入札及び契約の適正な実施について監事等による監査を受ける。
- ・石油・天然ガス資源開発、石炭資源開発、地熱資源開発、金属鉱物資源開発の出融資・債務保証における個々のプロジェクトについて、明瞭かつ客観的な業務実績評価を行う観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを機構の評価を行う機関に対し提供する。

(5) コンプライアンスの徹底

- ・引き続き、組織内においてコンプライアンスを徹底する。

3. 横断的なシナジー効果の創出

機構は、石油・天然ガス、金属鉱物に加え、石炭、地熱に係る資源・エネルギーを安定的かつ低廉に供給するための総合的な業務を担っており、各分野に係るリスクマネー供給等の資源確保支援・資源外交・技術開発・備蓄等の専門的知見及び人的リソースを横断的かつ網羅的に活用することで、一層の効果的・効率的な業務運営に努める。

第4 財務内容の改善に関する事項

- ・自己収入の拡大のため、①特許等の知的財産権の取得・活用、②出版物、セミナー・講演会等の有料化、③保有資産の効率的な活用等を引き続き実施するとともに、財務内容の健全性を維持する。
- ・リスクマネー供給機能を強化する一方で、同機能を持続的に実施していくため、事業の成否が明らかでない段階の探鉱出資株式会社については、「独立行政法人会計基準」に該当がないため、公認会計士協会による「金融商品会計基準の実務指針」を準用し、出資額の1/2の評価損を計上している。これに伴い当期損失が生じやすい構造にあるが、当該評価損の内容・背景

について十分に説明を行うことにより、資源・エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保という政策目的の実現に向けて、適切なリスクマネーの供給に努める。

・民間備蓄融資事業等に係る資金調達を行う場合には、引き続き入札等を行うことによって、借入コストの抑制に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

・業務内容の高度化及び専門化に対応するため、人的リソースの一層のパフォーマンス向上を目指し、専門的人材の採用や、業務を行う上で必要な知識・技能の修得に向けた研修、外部での経験等を通じた人材育成に中長期的に取り組む。

・激変する資源・エネルギーを巡る動向に鑑み、海外事務所の新設・改廃等の業務実施体制の見直しを機動的に行う。

・平成25年度以降、機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から承継する石炭経過業務については、平成13年度の石炭政策終了に伴い、旧鉱区の管理等の業務に必要な経費を、主として政府から出資を受けた資金を取り崩す形でまかなうこととしているため、業務の進捗に伴って、会計上の欠損金が不可避免的に生じる。このことに留意しつつ、独立行政法人の欠損金をめぐる様々な議論を勘案し、管理コスト等を勘案し業務を計画的・効率的に実施する。このため、財務面での評価では特殊要因として十分な説明を行う。

【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位：円)

資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		112,428,228,055
有価証券		36,601,055,719
売掛金		13,677,960,907
たな卸資産		11,476,484,137
前払費用		928,441
未収収益		556,742,823
未収消費税等		56,649,204
短期貸付金		4,223,202,000
関係法人貸付金		102,666,000
民間備蓄融資事業貸付金		717,830,600,000
未収入金		4,577,357,507
立替金		982,095
流動資産合計		901,532,856,888
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	7,449,761,718	
減価償却累計額	1,819,036,357	5,630,725,361
構築物	401,411,910	
減価償却累計額	246,374,592	155,037,318
機械装置	11,600,394,777	
減価償却累計額	3,424,056,124	8,176,338,653
船舶	19,312,310,249	
減価償却累計額	1,617,048,329	17,695,261,920
車両運搬具	554,028,214	
減価償却累計額	516,858,849	37,169,365
工具器具備品	3,625,451,998	
減価償却累計額	2,175,785,822	1,449,666,176
土地		3,370,730,362
希少金属鉱産物		37,064,244,028
有形固定資産合計		73,579,173,183
2. 無形固定資産		
特許権		690,870,740
ソフトウェア		43,861,850
電話加入権		3,477,000
鉱業権仮勘定		94,728,400
無形固定資産合計		832,937,990
3. 投資その他の資産		
長期性預金		30,555,139,347
投資有価証券		56,520,754,135
関係会社株式		231,769,316,942
長期貸付金		24,578,458,000
関係法人長期貸付金		802,660,000
敷金・保証金		25,311,340
投資その他の資産合計		344,251,639,764
固定資産合計		418,663,750,937
資産合計		1,320,196,607,825

負債の部

I 流動負債

預り補助金等		625,600,852
1年内返済長期借入金		53,704,895,536
民間備蓄融資事業借入金		717,830,600,000
買掛金		5,886,691,890
未払金		10,389,721,971
未払費用		394,824,987
前受金		10,095,004,000
預り金		52,949,881
引当金		

賞与引当金	4,408,356	4,408,356
-------	-----------	-----------

流動負債合計

798,984,697,473

II 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金	5,232,842,176	
資産見返補助金等	736,071,389	5,968,913,565

長期借入金		3,336,709,000
-------	--	---------------

引当金

退職給付引当金	186,138,465	186,138,465
---------	-------------	-------------

長期未払金		473,061,209
-------	--	-------------

預り鉅害防止積立金		1,838,673,000
-----------	--	---------------

固定負債合計

11,803,495,239

負債合計

810,788,192,712

純資産の部

I 資本金

政府出資金		502,993,422,895
-------	--	-----------------

資本金合計

502,993,422,895

II 資本剰余金

資本剰余金	30,329,400,401	
-------	----------------	--

損益外減価償却累計額 (一)	-6,616,689,204	
----------------	----------------	--

損益外減損損失累計額 (一)	-2,388,000	
----------------	------------	--

鉅害防止事業基金		5,117,410,831
----------	--	---------------

資本剰余金合計

28,827,734,028

III 繰越欠損金

前中期目標期間繰越積立金	8,470,176,755	
--------------	---------------	--

積立金	404,847,404	
-----	-------------	--

当期末処理損失	31,414,639,992	
---------	----------------	--

(うち当期総損失)	1,718,537,300	
-----------	---------------	--

繰越欠損金合計

22,539,615,833

IV その他有価証券評価差額金

126,874,023

純資産合計

509,408,415,113

負債・純資産合計

1,320,196,607,825

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
業務経費			
業務費	30,354,601,647		
業務管理費	4,982,308,252		
減価償却費	760,896,852		
賞与引当金繰入	3,724,998		
関係会社株式評価損	17,536,406,603		
関係会社清算損	16,860,517	53,654,798,869	
受託経費		425,088,230,582	
一般管理費			
人件費	996,077,022		
減価償却費	22,985,690		
賞与引当金繰入	683,358		
管理諸費	346,536,452	1,366,282,522	
財務費用			
支払利息	993,991,379		
その他の財務費用	91,092,937	1,085,084,316	
鉱害防止積立金支払利息			18,326,639
鉱害防止業務費			68,473,831
雑損		2,982,412,038	
経常費用合計			484,263,608,797
経常収益			
運営費交付金収益		29,105,473,249	
業務収入			
貸付金利息	1,294,670,386		
債務保証料収入	3,406,488,872		
受取配当金	2,125,566,520	6,826,725,778	
補助金等収益			
国庫補助金	5,118,796,101		
負担金	132,842,835	5,251,638,936	
受託収入			
国からの受託	423,641,228,571		
地方公共団体からの受託	461,146,670		
その他からの受託	117,618,442	424,219,993,683	
財務収益			
受取利息	287,629,133		
有価証券利息	427,451,799	715,080,932	
資産見返運営費交付金戻入			422,654,485
資産見返補助金等戻入			209,176,425
雑益		6,881,453,221	
経常収益合計			473,632,196,709
経常損失			10,631,412,088
臨時損失			
固定資産売却損		8,385,626	
固定資産除却損		58,002,291	
納付金		31,428,141	97,816,058
臨時利益			
固定資産売却益		11,001,179	
資産見返運営費交付金戻入		86,690,804	
資産見返補助金等戻入		4,365,682	102,057,665
当期純損失			10,627,170,481
前中期目標期間繰越積立金取崩額			8,908,633,181
当期総損失			1,718,537,300